

6月NEWS

(1) 税制情報

美術品等が減価償却資産に該当するかどうかの判定について、平成26年12月19日より「法人税基本通達等の一部改正について」取扱通達の改正が行われ、平成27年1月1日以後取得する美術品等について新しい取扱いが適用されています。

1.通達改正の概要

改正後の通達では、取得価額が1点100万円未満である美術品等は原則として減価償却資産に該当し、取得価額が1点100万円以上の美術品は原則として非減価償却資産に該当するものとして取り扱うこととしました。

なお、取得価額が1点100万円以上の美術品であっても、「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」に該当する場合は、減価償却資産として取り扱うことが可能です。

(注) 取得価額が1点100万円未満の美術品等であっても「時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなもの」は、減価償却資産に該当しないものと取り扱われます。

2.平成27年1月1日以後に取得する美術品の取扱い

取得価額が1点100万円以上である美術品は原則、非減価償却資産ですが、「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」として減価償却資産に該当するものとしては、例えば次に掲げる事項のすべてを満たす美術品が挙げられます。

①会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として取得されるものであること。

②移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであること。

③他の用途に転用すると仮定した場合に、その設置状況や使用状況から見て美術品等として市場価値が見込まれないものであること。

なお、この例示に該当しない美術品等が「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」に該当するかどうかの判定は、これらの事項を参考にするなどして、その美術品等の実態を踏まえて判断することになります。

3.平成27年1月1日より前に取得した美術品等の取扱い

今回の通達改正は過去に遡って資産区分の変更を行うものではありませんので、改正後

の通達の取扱いにより資産区分を減価償却資産へ変更する美術品等については、平成 27 年 1 月 1 日以後最初に開始する事業年度から減価償却を行うこととなります。

また、この場合の償却方法は、その美術品等を実際に取得した日に応じて旧定額法、旧定率法、定額法、250%定率法又は 200%定率法によることとなりますが、取得日を適用初年度開始の日とみなすこととして定額法又は 200%定率法を選択できるほか、中小企業等にあつては租税特別措置法第 67 条の 5 の規定を適用することもできます（経過的取扱い）。

表で示すと次のとおりとなります。

美術品等の取得日	原則的取扱い	H27.1.1 に取得したとみなす場合の取扱い
H19.3.31 以前	旧定額法 又は 旧定率法	定額法 又は 200%定率法 （H27.1.1 現在、中小企業者等に該当する法人にあつては 30 万円未満の美術品等について一括償却可）
H19.4.1～H24.3.31	定額法 又は 250%定率法	
H24.4.1 以後	定額法 又は 200%定率法	

(2) 6月の主な税務

6月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
6月1日	3月決算法人の確定申告
6月1日	3・6・9・12月決算法人と個人事業者の3ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月1日	法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月1日	9月決算法人の中間申告
6月1日	消費税の年税額が400万超の6・9・12月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
6月1日	消費税の年税額が4800万超の2月・3月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告
6月1日	確定申告税額の延納の届出に係る延納税額の納付
6月10日	5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
6月30日	4月決算法人の確定申告
6月30日	1・4・7・10月決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月30日	法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月30日	10月決算法人の中間申告
6月30日	消費税の年税額が400万円超の1・7・10月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
6月30日	消費税年税額が4,800万円超の3月・4月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告

(3) スタッフの一言

暑さが日ごとに増してまいりましたが、いかがお過ごしですか。5月は3月決算法人の税務申告の件数が多いため、1年間で最も忙しい月でした。5月が終わり、6月からは通常の生活リズムで過ごせるように心がけたいです。

体調管理には気を付けて、日々精進するよう頑張ります。

担当 浦川